

【アメリカ】移民・出入国関係法令の動向

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 第 110 連邦議会(2007-2008)で成立した移民・出入国関係の条項を含む法律は 13 本である(2008年9月現在)^(注1)。その内容はイラクで米陸軍の通訳を行ったイラク人の亡命に関する規定からメキシコ国境に建設する防護フェンス、HIV 感染者入国拒否の撤廃等多岐に渡っている。しかし、ブッシュ大統領が目標としていた非合法移民の合法化、サービス業従事者の非移民ビザ制度改革等を含む包括的移民制度改革法案^(注2)の成立は、頓挫したままの状態である。

個別問題に対応するための包括的移民制度改革法案の分割とそれらの成立

包括的移民制度改革は、第 110 連邦議会とブッシュ大統領にとって重要な課題であった。非合法移民に対する処置について上院と下院で意見が対立し、在米のヒスパニックや帰化外国人らの大きなデモ騒ぎも起こったことは記憶に新しい。しかし、現在も包括的移民制度改革法案は成立する気配を見せない。ブッシュ大統領が提唱する一時的労働者プログラム(現在非合法で農業以外の一時的就労を行っている外国人への法的地位の保障等を内容とする。)^(注3)に対し、連邦議員の利害が党利と無関係に対立しすぎてしまうのがその原因であると言われている。そこで、自分の実施したい制度改革を包括的法案から分離し、単独で法案として提出して成立を目指す議員達も現れた。例えば、非合法移民の親と共に入国しアメリカの公立学校で教育を受けた優秀な学生が、州在住だけを理由に州民と同様の割安な授業料適用を認めないという連邦法の存在のため不利益を被っている^(注4)。彼らの高等教育へのアクセスを容易にする内容の条文が包括的移民制度改革法案から切り離され、DREAM ACT という名称で上院に提出された。だが、この法案(S.2205)も、いまだ上院すら通過していない。

先述の 13 の成立法律の多くは、特にアメリカ同時多発テロを受けて出された「同時多発テロに関する調査委員会報告書」を実行する目的で制定されている。これらは、主に出入国、移民関係を内容としたものである。

この 13 の法律の中の条項は、移民、出入国管理問題を次の様な観点で見ている。

- * 非合法的な滞在者と留学生につき、相当数の国内在住の事実を認めた上で、彼らの実態を把握するため、法的地位を与えるべきか否か。「一時的労働者プログラム」や既に在住する非合法移民に対する永住権の優先的付与等を認めるか否か。
- * 合法、非合法を問わず、アメリカに有用な人材を国内に留めること(そのために永住権や市民権等を特例的に与えること)が、国益にかなうと考えるか否か。
- * テロリスト対策のために、入国や査証申請等の書類審査を強化し、関係書類の電子化・偽造対抗策の強化を行う施策、特定国対象のビザ免除システムや西半球海外渡航イニシアティブ(WHTI)^(注5)の改善を行うか否か。その際、人権やプライバシーはどの程度まで考慮されるべきか^(注6)。
- * 国境警備を増強すべきだが、環境問題や予算とどう折り合いをつけるか。

今後重要視される論点としては、一時的労働者プログラムの実施の是非、人身取引の被害者の処遇、難民への追加保障所得支給、本来連邦の管轄である非合法移民取締りに、州や地方自治体をどの程度関与させるか等のほか、雇用者による不法就労者（オーバーステイや非合法に入国した外国人労働者）の雇用を防止するため導入されている E-Verify System（被用者有資格性照合システム）というパイロットプログラムが 2008 年 11 月で終了するにあたり、このプログラムに関するプライバシーや雇用者負担強化の不满をどこまで考慮するか等がある（アメリカ移民国籍法は雇用者が知りつつ不法な雇用を行う事を明確に民事罰、刑事罰の対象としている）。

以下、日本においても参考となる可能性を有する E-Verify System プログラムについて、現在、連邦議会で審議中の法案の概要を説明する。

雇用者による不法就労防止のための被用者の認証の仕組み

新たに外国人を雇用する場合に米国市民権・移民サービス局が就業許可を確認する書面が I-9 フォームである。この I-9 フォームを国土安全保障省(DHS)、社会保険庁(SSA)のデータベースと照合し、この新規採用が違法雇用とされないかをチェックするのが E-Verify である。加入は任意であるが 2008 会計年度では 9 万近い雇用者が参加、650 万件の照会が行われた。連邦関係の契約を受ける会社は加入が義務となっている(注 7)。この E-Verify プログラムは 2008 年 11 月 30 日で失効することとなっており、下院では現行制度をさらに 5 年延長する法案(H.R.6633)を 7 月 31 日に通過させている。この法案では SSA と DHS との取決めを行った上、E-Verify での業務に必要なすべての費用を賄うファンドの設置を義務付ける条項も新たに加えられた。これに対し様々な対案も出された。E-Verify 加入を強制とし、時限立法化を取り止める内容の法案(H.R.4088)の支持もかなり強かったが、被用者チェックの実施権限を州政府によって管轄される育児給付実施のための被用者調査という会社運営上の私的なものに戻すという内容の法案(H.R.5515)の支持も多かった。下院通過法案は両者の折衷案といえよう。

E-Verify はいわゆる一時的労働者プログラムが運用される場合には、重要な役割を果たすと考えられる。今後の審議動向が注目される。

注(インターネット情報はすべて 2008 年 10 月 22 日現在である。)

- (1) 13 の制定法についての詳細は、“Immigration Legislation and Issues in the 110th Congress.(Updated Sep. 4, 2008)” *CRS Report for Congress*, Congressional Research Service.
- (2) 包括的移民制度改革については、井樋三枝子「米国における就労目的の外国人の受入れと規制(特集:外国人問題)」『外国の立法』231 号, 2007.2, pp.6-13, 同「アメリカ:包括的移民制度改革法案の審議--「非合法移民」をどうするか」同 229 号, 2006.8, pp.147-158.
- (3) 一時的労働者プログラムについては、同上を参照。
- (4) 非合法移民の子どもでアメリカ出生でなければ、当然にはアメリカ市民権等を有さない。
- (5) 米国市民がカナダ、メキシコ等近隣国から再入国する際、パスポートの提示を必要としない制度。
- (6) 例えば、個人旅行者のバイオメトリクス情報データベースを作成し、アメリカ渡航前に必ず参照させる、WHTIを実質廃止し、パスポート所持を義務化する、連邦基準の運転免許を国民 ID カードとして用いる等。
- (7) DHS ウェブサイト<http://www.dhs.gov/xprevprot/programs/gc_1185221678150.shtm>